



目 次

告 示	ページ
○県統計調査の実施	(統計分析課) 1
○大規模小売店舗に関する変更の届出 (14件)	(経営支援課) 1
○種畜証明書の交付の通報	(畜産振興課) 6
○保安林の指定予定の通知 (3件)	(治山林道課) 6
○保安林の解除予定の通知 (2件)	(") 7
○保安林の指定施業要件の変更予定の通 知	(") 7
○公共測量の終了の通知	(用地対策課) 7
公 告	
○都市計画の変更の図書の縦覧 (2件)	(都市計画課) 7
落札公告	
○落札者等の公告 (2件)	(警察本部会 計課) 7
正 誤	
○正誤 (令元・7・16付け 告示ほか)	9

告 示

高知県告示第407号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。

令和元年10月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 調査の名称
男女共同参画社会に関する県民意識調査
- 調査の目的
県民の男女共同参画に関する考えを把握し、県の男女共同参画に関する施策を推進していく上での基礎資料とするため。
- 調査対象の範囲
 - 地域
県内全域
 - 単位
人
 - 属性
満18歳以上の県民

4 報告を求める事項及びその基準となる期日

- 報告を求める事項
ドメスティック・バイオレンスの経験の有無及び相談先について
- その基準となる期日
調査日現在

5 報告を求める者

- 数
2,000人
- 選定方法
市町村の選挙人名簿により、満18歳以上の県民を層化二段無作為抽出法により選定する。

6 報告を求めるために用いる方法

- 調査組織
県が民間事業者を経由して報告を求める。
- 調査方法
郵送による調査

7 報告を求める期間

令和元年10月下旬から同年11月中旬まで

高知県告示第408号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和元年10月11日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

- 届出者の名称
株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一
- 届出者の住所
香川県高松市円座町1001番地
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルナカ旭店
高知市縄手町字黒原18番地 1
- 変更した事項
ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 株式会社マルナカ 代表取締役 中山 明憲
(変更後) 株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一
イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前) 株式会社マルナカ 代表取締役 中山 明憲

(変更後) 株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一

- 変更年月日
平成28年5月27日
- 変更理由
設置者及び小売業者の代表者変更のため

2 届出年月日

令和元年8月26日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課

4 意見書に記載すべき事項

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- 意見の内容

高知県告示第409号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和元年10月11日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

- 届出者の名称
株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一
- 届出者の住所
香川県高松市円座町1001番地
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルナカ仁井田店
高知市仁井田1633番地 1
- 変更した事項
ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 株式会社マルナカ 代表取締役 中山 明憲
(変更後) 株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一
イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前) 株式会社マルナカ 代表取締役 中山 明憲
(変更後) 株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一
- 変更年月日
平成28年5月27日
- 変更理由

設置者及び小売業者の代表者変更のため
2 届出年月日 令和元年8月26日
3 届出書及び添付書類の縦覧場所 高知県商工労働部経営支援課
4 意見書に記載すべき事項 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 (4) 意見の内容
高知県告示第410号 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。 なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。 令和元年10月11日 高知県知事 尾崎 正直
1 届出の概要 (1) 届出者の名称 株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一 (2) 届出者の住所 香川県高松市円座町1001番地 (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地 マルナカ高須店 高知市高須三丁目1番53号 (4) 変更した事項 ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 (変更前) 株式会社マルナカ 代表取締役 中山 明憲 (変更後) 株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一 イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 (変更前) 株式会社マルナカ 代表取締役 中山 明憲 (変更後) 株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一 (5) 変更年月日 平成28年5月27日 (6) 変更理由 設置者及び小売業者の代表者変更のため
2 届出年月日 令和元年8月26日
3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課
4 意見書に記載すべき事項 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 (4) 意見の内容
高知県告示第411号 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。 なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。 令和元年10月11日 高知県知事 尾崎 正直
1 届出の概要 (1) 届出者の名称 株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一 (2) 届出者の住所 香川県高松市円座町1001番地 (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地 マルナカ一宮店 高知市一宮中町三丁目22番7号 (4) 変更した事項 ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 (変更前) 株式会社マルナカ 代表取締役 中山 明憲 (変更後) 株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一 イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 (変更前) 株式会社マルナカ 代表取締役 中山 明憲 (変更後) 株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一 (5) 変更年月日 平成28年5月27日 (6) 変更理由 設置者及び小売業者の代表者変更のため
2 届出年月日 令和元年8月26日
3 届出書及び添付書類の縦覧場所 高知県商工労働部経営支援課
4 意見書に記載すべき事項 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 (4) 意見の内容
高知県告示第412号 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。 なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。 令和元年10月11日 高知県知事 尾崎 正直
1 届出の概要 (1) 届出者の名称 株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一 (2) 届出者の住所 香川県高松市円座町1001番地 (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地 マルナカ長浜店 高知市長浜5181番地1 (4) 変更した事項 ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 (変更前) 株式会社マルナカ 代表取締役 中山 明憲 (変更後) 株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一 イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 (変更前) 株式会社マルナカ 代表取締役 中山 明憲 (変更後) 株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一 (5) 変更年月日 平成28年5月27日 (6) 変更理由 設置者及び小売業者の代表者変更のため
2 届出年月日 令和元年8月26日
3 届出書及び添付書類の縦覧場所 高知県商工労働部経営支援課
4 意見書に記載すべき事項 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 (4) 意見の内容
高知県告示第413号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和元年10月11日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

(1) 届出者の名称

株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一

(2) 届出者の住所

香川県高松市円座町1001番地

(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルナカ南国店

南国市大埴字樋掛甲2531番地

(4) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）株式会社マルナカ 代表取締役 中山 明憲

（変更後）株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

（変更前）株式会社マルナカ 代表取締役 中山 明憲

（変更後）株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一

(5) 変更年月日

平成28年5月27日

(6) 変更理由

設置者及び小売業者の代表者変更のため

2 届出年月日

令和元年8月26日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課

南国市役所

4 意見書に記載すべき事項

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(4) 意見の内容

高知県告示第414号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示す

る。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和元年10月11日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

(1) 届出者の名称

株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一

(2) 届出者の住所

香川県高松市円座町1001番地

(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルナカ土佐店

土佐市蓮池字池ノ尻1119番地

(4) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）株式会社マルナカ 代表取締役 中山 明憲

（変更後）株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

（変更前）株式会社マルナカ 代表取締役 中山 明憲

（変更後）株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一

(5) 変更年月日

平成28年5月27日

(6) 変更理由

設置者及び小売業者の代表者変更のため

2 届出年月日

令和元年8月26日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課

土佐市役所

4 意見書に記載すべき事項

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(4) 意見の内容

高知県告示第415号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配

慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和元年10月11日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

(1) 届出者の名称

株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一

(2) 届出者の住所

香川県高松市円座町1001番地

(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルナカ四万十店

四万十市具同211番地1

(4) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）株式会社マルナカ 代表取締役 中山 明憲

（変更後）株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

（変更前）株式会社マルナカ 代表取締役 中山 明憲

（変更後）株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一

(5) 変更年月日

平成28年5月27日

(6) 変更理由

設置者及び小売業者の代表者変更のため

2 届出年月日

令和元年8月26日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課

四万十市役所

4 意見書に記載すべき事項

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(4) 意見の内容

高知県告示第416号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和元年10月11日	高知県知事 尾崎 正直
1 届出の概要	
(1) 届出者の名称	株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一
(2) 届出者の住所	香川県高松市円座町1001番地
(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地	マルナカ野市店 香南市野市町西野ヌノ丸2700番地2
(4) 変更した事項	ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 (変更前) 株式会社マルナカ 代表取締役 中山 明憲 (変更後) 株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一 イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 (変更前) 株式会社マルナカ 代表取締役 中山 明憲 (変更後) 株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一
(5) 変更年月日	平成28年5月27日
(6) 変更理由	設置者及び小売業者の代表者変更のため
2 届出年月日	令和元年8月26日
3 届出書及び添付書類の縦覧場所	高知県商工労働部経営支援課 香南市役所
4 意見書に記載すべき事項	(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 (4) 意見の内容
高知県告示第417号	
大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。	
なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。	
令和元年10月11日	高知県知事 尾崎 正直
1 届出の概要	

(1) 届出者の名称	株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一
(2) 届出者の住所	香川県高松市円座町1001番地
(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地	マルナカ赤岡店 香南市赤岡町字川久保1954番地1
(4) 変更した事項	ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 (変更前) 株式会社マルナカ 代表取締役 中山 明憲 (変更後) 株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一 イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 (変更前) 株式会社マルナカ 代表取締役 中山 明憲 (変更後) 株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一
(5) 変更年月日	平成28年5月27日
(6) 変更理由	設置者及び小売業者の代表者変更のため
2 届出年月日	令和元年8月26日
3 届出書及び添付書類の縦覧場所	高知県商工労働部経営支援課 香南市役所
4 意見書に記載すべき事項	(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 (4) 意見の内容
高知県告示第418号	
大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。	
なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。	
令和元年10月11日	高知県知事 尾崎 正直
1 届出の概要	
(1) 届出者の名称	株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一
(2) 届出者の住所	

香川県高松市円座町1001番地	
(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地	マルナカ土佐山田店 香美市土佐山田町奏山町三丁目59番地42
(4) 変更した事項	ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 (変更前) 株式会社マルナカ 代表取締役 中山 明憲 (変更後) 株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一 イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 (変更前) 株式会社マルナカ 代表取締役 中山 明憲 (変更後) 株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一
(5) 変更年月日	平成28年5月27日
(6) 変更理由	設置者及び小売業者の代表者変更のため
2 届出年月日	令和元年8月26日
3 届出書及び添付書類の縦覧場所	高知県商工労働部経営支援課 香美市役所
4 意見書に記載すべき事項	(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 (4) 意見の内容
高知県告示第419号	
大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。	
なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。	
令和元年10月11日	高知県知事 尾崎 正直
1 届出の概要	
(1) 届出者の名称	株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一
(2) 届出者の住所	香川県高松市円座町1001番地
(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地	マルナカ奈半利店

<p>安芸郡奈半利町水門乙1305番地9</p> <p>(4) 変更した事項</p> <p>ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 (変更前) 株式会社マルナカ 代表取締役 中山 明憲 (変更後) 株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一</p> <p>イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 (変更前) 株式会社マルナカ 代表取締役 中山 明憲 (変更後) 株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一</p> <p>(5) 変更年月日 平成28年5月27日</p> <p>(6) 変更理由 設置者及び小売業者の代表者変更のため</p> <p>2 届出年月日 令和元年8月26日</p> <p>3 届出書及び添付書類の縦覧場所 高知県商工労働部経営支援課 奈半利町役場</p> <p>4 意見書に記載すべき事項</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名</p> <p>(2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革</p> <p>(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地</p> <p>(4) 意見の内容</p> <p>高知県告示第420号 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。</p> <p>なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。</p> <p>令和元年10月11日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 届出の概要</p> <p>(1) 届出者の名称 株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一</p> <p>(2) 届出者の住所 香川県高松市円座町1001番地</p> <p>(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地 マルナカ久礼店 高岡郡中土佐町久礼6619番地3</p> <p>(4) 変更した事項</p> <p>ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名</p>	<p>(変更前) 株式会社マルナカ 代表取締役 中山 明憲 (変更後) 株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一</p> <p>イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 (変更前) 株式会社マルナカ 代表取締役 中山 明憲 (変更後) 株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一</p> <p>(5) 変更年月日 平成28年5月27日</p> <p>(6) 変更理由 設置者及び小売業者の代表者変更のため</p> <p>2 届出年月日 令和元年8月26日</p> <p>3 届出書及び添付書類の縦覧場所 高知県商工労働部経営支援課 中土佐町役場</p> <p>4 意見書に記載すべき事項</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名</p> <p>(2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革</p> <p>(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地</p> <p>(4) 意見の内容</p> <p>高知県告示第421号 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。</p> <p>なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。</p> <p>令和元年10月11日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 届出の概要</p> <p>(1) 届出者の名称 株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一</p> <p>(2) 届出者の住所 香川県高松市円座町1001番地</p> <p>(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地 マルナカ佐川店 高岡郡佐川町甲385番地1</p> <p>(4) 変更した事項</p> <p>ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 (変更前) 株式会社マルナカ 代表取締役 中山 明憲 (変更後) 株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一</p> <p>イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名</p>	<p>(変更前) 株式会社マルナカ 代表取締役 中山 明憲 (変更後) 株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一</p> <p>(5) 変更年月日 平成28年5月27日</p> <p>(6) 変更理由 設置者及び小売業者の代表者変更のため</p> <p>2 届出年月日 令和元年8月26日</p> <p>3 届出書及び添付書類の縦覧場所 高知県商工労働部経営支援課 佐川町役場</p> <p>4 意見書に記載すべき事項</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名</p> <p>(2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革</p> <p>(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地</p> <p>(4) 意見の内容</p>
--	--	---

高知県告示第422号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を交付した旨の通報があったので、同条第2項の規定により告示する。

令和元年10月11日

高知県知事 尾崎 正直

種畜証明書番号	検査年月日	名前 (登録・登記番号)	家畜の種類	品種	生年月日	検査成績	飼養者の住所及び氏名
11417216886	令和・ 8・5	藤吹山 (全和18子高褐 1184)	牛	褐毛 和種	平30・ 5・10	2級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場

高知県告示第423号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年10月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
土佐郡大川村小北川字松ノ西75の1から75の3まで、76の1、76の2、81、82の1、82の2、83の2、83の4、小麦畝字押越186の1、字上コヲカケ187、188の1、188の2、191の1から191の3まで
- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第424号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年10月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
高岡郡檮原町松谷438、444、941、1069、1088、1090から1093まで、1113
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び禰原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第425号
 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。
 令和元年10月11日
 高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所
 高岡郡禰原町仲洞4668、4669の1、4669の2、4671、4686、4690

2 指定の目的
 土砂の流出の防備

3 指定施業要件
 (1) 立木の伐採の方法
 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び禰原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第426号
 農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。
 令和元年10月11日
 高知県知事 尾崎 正直

1 解除予定に係る保安林の所在場所
 吾川郡いの町長澤字長沢山275の21、275の22

2 保安林として指定された目的
 水源の涵養

3 解除の理由
 道路用地とするため

高知県告示第427号
 農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。
 令和元年10月11日
 高知県知事 尾崎 正直

1 解除予定に係る保安林の所在場所

吾川郡いの町長澤字フタマタ93の27

2 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備

3 解除の理由
 道路用地とするため

高知県告示第428号
 農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。
 令和元年10月11日
 高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
 次に掲げる告示で定めるところによる。
 昭和52年10月農林省告示第1088号

2 変更に係る指定施業要件
 (1) 立木の伐採の方法
 変更しない。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに高知市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第429号
 国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から令和元年7月高知県告示第207号(公共測量の実施の通知)で告示した公共測量が令和元年9月20日に終わった旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
 令和元年10月11日
 高知県知事 尾崎 正直

 公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により高知市から都市計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。
 令和元年10月11日
 高知県知事 尾崎 正直

1 都市計画の種類
 高知広域都市計画地区計画(高知中央産業団地地区計画)

2 縦覧場所

高知県土木部都市計画課及び高知市役所

~~~~~

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により四万十市から都市計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。  
 令和元年10月11日  
 高知県知事 尾崎 正直

1 都市計画の種類  
 中村都市計画教育文化施設(四万十市文化複合施設)

2 縦覧場所  
 高知県土木部都市計画課及び四万十市役所

-----  
 落 札 公 告  
 -----

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。  
 令和元年10月11日  
 高知県警察本部長 宇田川 佳宏

1 落札に係る借入物品の名称及び数量  
 講習用運転シミュレータ 一式

2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
 高知県警察本部警務部会計課 高知市丸ノ内二丁目4-30

3 落札者を決定した日  
 令和元年8月9日

4 落札者の氏名及び住所  
 三菱電機クレジット株式会社四国支店 香川県高松市寿町一丁目3番2号

5 落札金額  
 月額 1,158,300円

6 契約の相手方を決定した手続  
 一般競争入札

7 政令第6条の公告をした日  
 令和元年6月25日

~~~~~

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和元年10月11日

高知県警察本部長 宇田川 佳宏

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
Windows Server 2008更新業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県警察本部警務部会計課 高知市丸ノ内二丁目4-30
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和元年8月19日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社電算システム 岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地
- 5 随意契約に係る契約金額
60,720,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号に該当するため

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
令元・7・16	10152	○告示	1	中 (25~28)	<u>イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</u> <u>ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</u> <u>エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</u>	<u>イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</u> <u>ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</u>
令元・9・6	号外16	○告示	1	中 (30)	<u>西土佐半家</u>	半家
				中 (34)	<u>土佐山田町繁藤</u>	繁藤